

平成 23 年 2 月 7 日

【照会先】

大臣官房総務課情報公開文書室

室 長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平(内線 7321)

(代表電話) 03(5253)1111

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(本省受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成 23 年 1 月 28 日から平成 23 年 2 月 3 日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(本省受付分)(11/2/7)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(本省受付分)

平成23年1月28日～2月3日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	3	63	0	1	457	524
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	13	0	0	14	27
健康局	0	5	0	0	82	87
医薬食品局	0	82	0	0	6	88
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	96	0	0	39	135
職業安定局	0	13	0	0	117	130
職業能力開発局	0	9	0	0	19	28
雇用均等・児童家庭局	0	96	0	0	108	204
社会・援護局	0	45	0	0	25	70
障害保健福祉部	0	2	0	0	1	3
老健局	0	29	2	0	4	35
保険局	0	55	0	0	5	60
年金局	0	25	0	0	91	116
政策統括官	0	3	0	0	2	5
日本年金機構	49	340	15	0	31	435
合計	52	876	17	1	1,001	1,947

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	289
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	519
法令遵守違反に関するもの	10
その他	1,129

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	行政相談室
照会先	相談係長 松浦 洋平(内線7134) (03)5253-1111(代表)

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	3件	63件	0件	1件	457件	524件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	524件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	年金の件で第三者委員会に申し立てをした。しかし、委員会の担当者の対応に納得できなかった。問い合わせをしても、途中で電話を切られたりする。第三者委員会は行政書士の方達が集まっている、しっかりした組織と思っていたが違うようである。どのようにして委員会の委員を選んでいるのか意見を言いたい。(電話)		第三者委員会につきましては厚生労働省の所管ではなく、総務省にお問い合わせいただくようご案内いたしました。
2	自宅でトリミングの店を開いている。お店の登録料や講習会の受講料で毎年5,000円かかる。大型店と一律に設定されているシステムを変えてほしい。(電話)		厚生労働省の所管ではなく、環境省にお問い合わせいただくようご案内いたしました。
3	厚生労働大臣と直接会話をして意見を言いたいので大臣にかわってほしい。意見の内容はその時に申し上げる。(同様の電話がありました。)		ご意見等の内容に応じて、所管部局が組織として責任をもってご意見等を承る旨をご説明し、了承を得ました。
4	【ご要望:鳥インフルエンザについて】 鳥インフルエンザの鶏については、早く重曹の水を飲ませてください。または、ちょっと濃い重曹の水を鶏の鼻に入れてください。この病気を治せるはずです。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)		厚生労働省の所管ではなく、農林水産省にご要望いただくようご案内いたしました。
5	【ご質問:留年者数について】 私は国立大学の医学部医学科の学生です。私の大学だけとは言いませんが、なぜ、国公立大学では極端に留年者数が多いのですか？数年前まではそこまで多くなかったはずです。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)		厚生労働省の所管ではなく、文部科学省にご質問いただくようご案内いたしました。
6	その他、英国王室の結婚式やエジプトの暴動等の厚労省施策以外のご意見メールが多数ありました。		

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	看護課総務係(内線2596) 医事課総務係(内線2566) 総務課医療安全推進室(内線2580)

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	13件	0件	0件	14件	27件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	3件
	その他	23件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	現在、看護師の受験資格認定に係る書類を作成しているが、厚労省HPにある申請書類に関する記述が複雑で、作成書類に不備が生じないか不安を抱えている。 そこで、申請書類に関する必要事項をまとめたチェックリスト等を掲載し、不備の起こらないような配慮をしていただけないか。		いただいた貴重なご意見を踏まえ、現在厚労省HPにある受験資格認定審査のページの見直しを図っております。
2	無資格者によるあん摩マッサージ指圧業に対して、制度を所管する厚生労働省としてきちんと取り締まりを強化して欲しい。		現在も保健所や警察機関と連携のうえで厳正に対処しており、今後も法令違反に対しては関係機関と連携しながら必要に応じて適切に対応していくことをご説明しました。
3	特定商取引法のクーリングオフが出来ないものとして、「医療行為」があり、その定義を消費者庁に聞いたところ、厚労省に問い合わせたいと言われたため、教えていただけないか。		厚生労働省所管の法律等で「医療行為」は定義しておりませんが、医師法第17条において「医業」という文言を使用し、その解釈を通知で示していることをご説明しました。
4	数年前に病院機能評価を受けたが、その準備に取り組んだ結果、病院としてハード面ソフト面ともに非常に良くなった。 次回の更新に向けて準備に着手しはじめているが、再受審しても特別なメリットはないとのことで医療機関内の意欲が持続しない。 是非、病院機能評価に合格した施設に対しては何らかの目に見える評価をしていただきたい。		貴重なご意見としてうけたまわり組織内での情報共有を行いました。
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 林 俊宏(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	5件	0件	0件	82件	87件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	87件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	インフルエンザ等の予防接種に関するご照会。		ご照会のあった内容について回答いたしました。
2	鳥インフルエンザの発生に伴う人への感染リスク等についてのご照会。		ご照会のあった内容について回答いたしました。
3	肝炎治療に対する医療費助成制度の対象者や制度の内容等についてのご照会。		本事業の目的や助成対象等、制度の概要についてご説明させていただきました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成23年1月28日～平成23年2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	82件	0件	0件	6件	88件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	88件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	家族がC型肝炎になっている。過去に手術をしたことがある。2,3年前の新聞の政府公報にその手術をした病院が載っていたが、救済制度について教えて欲しい。	『特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するため給付金の支給に関する特別措置法』に基づく救済制度をご説明しました。この法律では、フィブリノゲン製剤、第 因子製剤が原因でC型肝炎ウイルスに感染された方に対して給付金を支給することになりますので、まずは、これらの製剤の投与があったかどうかを、当時治療を受けられた病院にお問い合わせいただくようお願いしました。	
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	96件	0件	0件	39件	135件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	5件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	130件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	<p>景気悪化の原因は労働時間規制を進めてきた結果だ。残業代大幅割増では、企業は残業させるはずがない。結果的に残業させてもらえず、労働者は貧しくなっている。残業を無制限認めることにより収入が増えて購買力もアップする。庶民の購買力があれば物が売れて、それにより新たな雇用が生まれる事を見落としてはいけない。内需拡大には残業規制撤廃が必要だ。</p>		<p>労働基準法は、労働者が人たるに値する生活を営む上で満たすべき最低限の労働条件を定めたものであり、労働時間の規制は長時間にわたる労働が労働者の健康に悪影響を及ぼすことを排除するために必要であることなどを御説明いたしました。</p>
2	<p>毎日10時間連続で働かされていて休憩が全くない。法律では休憩を取らせなければならないと決められていると聞いているが本当か。どうせ長時間労働しないといけないなら、せめて長時間の休憩時間がほしい。10時間業務を行う際には2時間以上の休憩時間を設けることを企業に義務付けて欲しい。</p>		<p>労働者を8時間を超えて働かせる場合、その間に少なくとも1時間の休憩を取らせなければならないと労働基準法で規定されていること、また、労働基準法は最低基準を定めた法律であることから、休憩時間の最長限度については規定されていないが、これを長くすれば、労働者が長時間事業場に拘束されることとなり望ましくないことから、労使で十分な話し合いを行っていただきたいことを御説明いたしました。</p>
3	<p>国は企業から定期的にタイムカードの提出を義務化してほしい。企業が労働時間管理をすれば、残業代の支払われない労働ばかりで報われない労働者はいなくなり、日本国の競争力の向上に資する。</p>		<p>使用者は労働時間を適正に把握・管理する責務があること、また、これを踏まえて厚生労働省では、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を定め、タイムカード等客観的な記録により労働時間を適正に把握・管理する必要があるとしていることなどを説明し、御理解を求めました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
4	<p>アルバイトで働いていたが、突然解雇になった。もう働いていたところには戻りたくはないが、次の働く先が見つかるまでの生活のためのお金がない。 国で生活費を支援してもらえないか。</p>		<p>労働基準法第20条の解雇予告制度及び解雇予告手当の内容と、同条は労働者が突然の解雇から被る生活の困窮を緩和するための措置であることから適用除外の事由となる場合以外は、使用者は、これを遵守する必要があることなどを説明し、御理解いただきました。</p>
5	<p>職場では、一日中タバコの煙が充満しており、煙を吸うと咳が止まらなく、気持ち悪くなって不快でたまらない。 1日も早く職場における全面禁煙の実施を強く願います。</p>		<p>貴重な御意見として承った上で、現在の受動喫煙防止対策に関することなどについて御説明いたしました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成23年1月28日～2月3日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 広報担当官 和田史絵(内線5682) 広報係長 比田井徹也(内線5739) (直通03 - 3593 - 6241)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	13 件	0 件	0	117 件	130 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	84 件
	法令遵守違反に関するもの	2 件
	その他	43 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限がある。年齢制限を禁止すべきだ。		雇用対策法の年齢制限禁止規定は、年齢に関わりなく、意欲と能力がある限り働くことができる社会を実現するために設けられているものです。このため、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しております。また、昨年10月には事業主向けパンフレットを改訂し、より一層の事業主への周知啓発に努めているところです。
2	新卒者のみならず、中高年の就業機会が増えるよう取り組むべきだ。		国、ハローワークでは、中高年齢者の就業・雇用機会を確保するため、求人開拓等に総力を上げて取り組んでおります。また、年齢制限禁止等の取り組みを推進するとともに、その雇用した事業主に対して助成金を支給する等の措置を講じております。今後とも、これらの取り組みを一層強化してまいります。
3	求人票の記載事項は求職者にとって重要な情報なので、ハローワークで受け付ける際にしっかりと確認してほしい。		ハローワークでは、求人情報が正確なものとなるよう事業主への確認に努めています。求人票の内容と求人条件が異なっている場合は、ハローワークから事業主に対し確認し、求人票の修正等の指導を行うこととしております。
4	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届かない。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	土日でも紹介状を発行できるようにしてほしい(土日が閉庁日となっているハローワーク利用者からのご意見)。		ハローワークでは、原則として求職者に来所していただき、職業相談を実施して求職者の就職意思や希望条件を把握した上で、紹介状を交付することとしています。しかしながら、来所が困難な方であって、十分な職業相談を既に実施している場合については、郵送やFAXにより紹介状を交付すること、求職者及び事業主と調整の上、ハローワークから事業主に紹介状を送付することも可能です。
6	ハローワークの担当が企業に対して積極的に求人へのアプローチをするなどして、ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。また、各ハローワークの所長を先頭に企業、事業主団体への求人要請も行っているところです。引き続き求人確保のため努力してまいります。
7	指定された雇用保険の認定日に、一身上の都合によりハローワークに行くことができず、認定が受けられなかった。もっと柔軟に対応してほしい。		雇用保険の失業等給付の支給に当たっては、雇用保険受給者に毎月1回認定日にハローワークに来所していただき、失業の認定を受ける必要がありますが、当該認定日の変更は、本人の病気など、やむを得ない事情がある場合を除き原則として変更はできない旨ご説明し、ご理解を求めました。
8	書類選考の求人が多く、面接で自己アピールする場を与えてもらえない現状がある。こうした状況を見直してほしい。		履歴書等の書類選考だけでは応募者の適性や能力を多面的に判断することが困難なことなどから、ハローワークの求人受理の窓口等においては、できる限り面接選考を実施していただけるようお願いしております。今後も、求人者の方に対しては、書類選考から面接選考への切り替えを要請していく旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	精神障害者の雇用を促進してほしい。		精神障害者については、特に障害特性に応じた、きめ細かな支援を行うため、ハローワークに「精神障害者就職サポーター」を配置し、精神障害者に対するカウンセリング機能を強化するなど就労支援策の充実を図っております。今後とも、精神障害者の雇用が促進されるよう、一層の支援の充実に努めてまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業能力開発局
照会先	総務課 総務課長補佐 岡 英範(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (直通 03-3502-6783)

平成23年1月28日～平成23年2月3日付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	9件	0件	0件	19件	28件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	8件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	10件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	10件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	基金訓練を受講しているところだが、相変わらず雇用情勢が厳しいのでとても不安である。この基金訓練受講後も引き続き職業訓練を受けさせてほしい。		基金訓練については、再就職のために必須であること等の場合には、基礎的な基金訓練コースを受講した後、実践的な基金訓練コースや公共職業訓練を受講いただける場合があります。 なお、基金訓練の受講者の方に対しては、基金訓練実施機関やハローワークにおいて、受講期間中や受講後における就職支援を強化しているところです。ぜひご利用ください。
2	基金訓練を受けたが、これを受講しただけで直接就職に結びつくものとは思わなかった。訓練を行う企業のビジネスチャンスになっている面が大きいのではないかと。(同様の意見ほか1件)		基金訓練については、再就職のために職業訓練を受けて新たな技能等を修得する必要があるものの、経済的な事情により職業訓練が受講できない場合があることから、失業の長期化を防ぐため、実施しているところです。 なお、教育訓練実施機関への認定については、適切な運営を確保するため、基金訓練の実施状況(就職率、苦情の発生状況等)の改善が図られない場合には、以降の訓練コースの認定を行わないなど、訓練実績を次回以降の認定に反映させるべく、基準を改めたところです(8月30日から施行)。また、この基準については、本年4月1日以降に受理したコースから、更なる質の向上を図るために認定要件の厳格化や就職支援の強化等を行うこととしています。
3	基金訓練を実施したいので、どこで手続きをすればよいか教えてほしい。(同様の要望ほか1件)		(独)雇用・能力開発機構の都道府県センターにて、ご相談、申請を受け付けてますので、是非ご利用ください。(都道府県センター住所・電話番号： http://www.ehdo.go.jp/kinkyu/madoguchi.html)
4	基金訓練を受講している以上、家族の分も含めて多少の年収や資産の額にとらわれず、訓練・生活支援給付を支給すべき。		訓練・生活支援給付は、再就職のために職業訓練を受けて新たな技能等を修得する必要があるものの、経済的な事情により職業訓練が受講できない場合があることから、失業の長期化を防ぐため、職業訓練を受講している期間中に支給しているものです。 このため、この給付の適正な運営を確保するため、年収や資産額に関して支給要件を設けています。
5	緊急人材育成支援事業の内容について詳しく知りたいが、インターネットで公表されているか。		当省のHP(http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/training/inzai.html)や実施機関である中央職業能力開発協会のHP(http://www.javada.or.jp/kikin/index.html)をご覧ください。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	正当な理由のない自己都合で退職したことによって3か月間の雇用保険の給付制限が行われている期間中、基金訓練を受講することとなった場合には、訓練・生活支援給付を支給すべきである。		給付制限期間中の方を含めて雇用保険受給者に対しては、原則的に公共職業訓練を受講いただくこととしており、ハローワークの所長の受講指示によりこの訓練を受講する期間中は、雇用保険が支給されます。
7	ジョブ・カードは、単なる「履歴書」と変わることはなく、十分な学歴、職歴や資格を持っている人を前提に作っている(これらを様式に十分に記入できる人のみが有効に活用できるのではないか。)。失業者が学歴、職歴や資格を得るためには莫大な時間、費用、スタミナを要するものであり、これが雇用情勢を改善するために有効とは考えられない。		ジョブ・カード制度では、フリーターなどの正社員経験の少ない方を対象にして、きめ細かなキャリア・コンサルティングを実施した上で、実践的な職業訓練の機会を提供し、実習を行った企業からの評価や職務経歴等をジョブ・カードにとりまとめて、正社員への移行を促進しています。このジョブ・カード制度を活用して、多くの方が正社員として就職しています。このため、ジョブ・カードについて、豊富な職歴を有する方が更なるキャリアアップのために活用することもできますが、正社員としての勤務経験が少ない方にこそ、ぜひご活用いただければと考えています。
8	財団法人職業技能振興会という団体から、資格講習の案内が来たが、この団体は厚生労働省が認可した法人か。		ご照会の法人は当省が許可した法人である旨回答しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	96 件	0 件	0 件	108 件	204 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	107 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	9 件
	法令遵守違反に関するもの	4 件
	その他	84 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係 ・財源がないなら子ども手当を廃止してほしい。 ・子ども手当より現物給付(保育サービス等)を充実してほしい。 ・所得制限を設けてほしい	④	貴重なご意見として承りました。
2	不妊治療関係 ・不妊治療費の保険適用と特定不妊治療費助成事業の所得制限の緩和をして欲しい。 ・不妊症及び不育症の治療費の保険適用、または、不育症の治療費について助成金を支給して欲しい。	④	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。
3	虐待・育児放棄の罪の重さをもっとPRすべき。	④	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。
4	親への育成・矯正プログラムを作るべき。	④	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。
5	省令において1歳を超える育児休業が認められる場合として、省令で2つの場合が定められているが、配偶者のいないシングルマザーについては、より容易に認められるよう見直して欲しい。	④	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	母子家庭の母が看護師等の資格を取得するため養成学校に通う際の生活費の負担軽減を図る高等技能訓練促進費等事業については、自治体が実施主体となっているが、事業を実施していない自治体もあり、住んでいる地域によっては支援が受けられない場合がある。そのため、どこに住んでいても支援が受けられるよう、国による実施をお願いしたい。	⑤	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。
7	母子家庭で、子供は小学3年生。現在、児童扶養手当を受給している。正社員で仕事を始めたが、仕事をするほど児童扶養手当はどんどん減額されている。200万にも届かない年収のため、生活はギリギリの状態だ。将来子供の学費等を考えると絶望感さえ感じる毎日。子ども手当は、余裕のある裕福な家庭にも支給されるのに、なぜ苦しい家庭への援助分が減らされるのか全く理解できない。母子家庭や父子家庭の親は、仕事と育児の間で、時間とお金の葛藤に苦しんでいる。とくに今の日本の景気状況下では、大変不利な立場で、本当に追い込まれている。	⑤	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。
8	未婚で出産した後のケアがあまりないように思う。父母が離婚した家庭はすぐに児童扶養手当の対象となり保育園などは優先に入れるが、独身女性が出産した時は、児童扶養手当等の審査が厳しい。差別としか言いようがない。独身女性が出産しても、法の下での平等を望む。	⑤	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。
9	男性と同棲しているながら、5年以上も児童扶養手当を不正に受給し、パチンコや競馬をしている人がいる。働いても、働いても生活が苦しいのに、嘘をついて生活している人の方が豊かな生活をしていると、高い税金を払っていることが馬鹿らしくなる。不正受給を徹底的に調べて無駄を省き、不公平をなくしてほしい。	⑤	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。
10	父子家庭で、児童扶養手当が父子家庭に拡大したことは非常に嬉しく思うが、そのことを知ったのは、申請の経過措置期間が終了した後だった。生活が苦しく、テレビ、新聞もない暮らしのため知り得る手段がなかった。もっと個別にお知らせをする等広報を充実してほしい。	① ⑤	父子家庭に支給対象を拡大したことに伴う広報については、市町村に対し申請漏れのないよう周知徹底をお願いしており、各自治体において、様々な手段で尽力していただいたことを伝えましたが、周知不足のところもあったことについてお詫びしました。
11	こども園への移行について、今後10年かけての移行案が示された。私は、当初、複数の省庁にまたがっているのが既得権益が長年はびこっているのではないかと、それをなくすことで金銭的にも税金が少なく済むのでは、と思っていた。今回の案が現状より多く、税金が必要なのなら現状で我慢するしかないと考えています。今回の案でも複数の省庁が完全になくならず、かえって2つが3つの省庁が増えて管理費用が余分にかかるようだとは本末転倒ではないだろうか。	④	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
12	<p>幼・保をこども園(仮称)に一体化し、親の労働、年齢等に関係なく、全国どこでもすべての子どもが幼児教育・保育を受けられるシステムにするはずが、今の案では、何のための一体化なのか分からなくなっている。三歳未満児を対象としなくてもよい、公定価格を超えた費用徴収制限を設けない、勝手な選別を禁じる応諾義務もなし崩しになる。これでは、待機児童(大部分が3歳未満児)の解消には全くならない。それどころか、こども園に切り替わる保育所がこうした幼稚園型こども園と併存することになれば、応諾義務と平等を原則としてきた保育園をいずれ幼稚園型に変質させることになっている。</p> <p>多くの親が求めるのは、性急で打算的な幼保一体化ではありません。保育所は既に、養護と教育が一体となった保育(幼児教育)を実施しており、親も共に育つ場として信頼を得ている。幼稚園に保育所的機能、子育て支援機能強化を促せば、幼保一体化は実現できるはず。それは、新システムなどと、分かりにくい理屈で現行の保育制度をいじくり回して保育現場を大混乱に陥れないことを願う大半の親、保育者の意見だと思う。戦後60年以上に渡り、築き、守られてきた幼保の制度は国民の財産でもある。財源の見直しも立たない中で、どさくさまぎれの改革だけは絶対にしないでほしい。もっと時間をかけて国民的議論を重ね、後の世代に絶対的責任の持てる制度改革を行うよう切に求める。</p>	④	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。
13	<p>保育所激戦地区での入園のためには、0歳の4月に保育所に入れないと、その後もほぼ入所の可能性がない状態。</p> <p>周りのママたちの中でも1歳までは子供といたいと強く願う方が多数である。しかし実情は、1歳前の4月に預けて復職するか、保育所が見つからず復職できない覚悟をするかの、二択になっている気がする。0歳の4月じゃなければ…という状況がなくなれば、1歳過ぎて預け、仕事を始めたい母が多数だと思う。0歳じゃなくても預けられる環境があれば復職率は確実に上がると思う。</p>	④	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。
14	<p>3児の母で、子どもは3人とも同じ保育園に通っているが、病児保育室について悩まされたので以下のとおり要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用できる病児保育施設が交通機関を乗り継いで1時間以上かかる場所にしかないため、こういった地域格差を是正してほしい。 ・開園時間が短いため、送迎の負担が大きく、開園時間を延長してほしい。 ・病後児保育施設同様に病児保育施設利用時に医師の利用連絡書を添付することとなっているが、病児保育施設が医療機関併設であることを考えれば無意味ではないか。 ・病児保育施設にも兄弟割引を適用してほしい。 ・保育所を増設する際、病児保育施設が増えなければ結局子どもが病気になるまで病児保育施設が順番待ちになり利用できなくなってしまうので、保育所増設だけでなく病児保育施設を増設にも力を入れてほしい 	④	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 増井 英紀(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	45 件	0 件	0 件	25 件	70 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	26 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	44 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	外国人の生活保護費は1世帯当たり600万円。外国人の保護費を事業仕分けして外国人の保護を見直し、又は廃止すべきである。	①	ご意見としてお伺いしました。 なお、生活保護法は、憲法25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規程されていることから、基本的には日本国民のみを対象としておりますが、適法に日本に滞在し、就労活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、社会的・人道的観点から、日本人と同じ取扱いとしております。
2	某番組で生活保護受給者が取り上げられていた。生活保護手当が私の給与手取額よりも高い。保護費が高すぎる。もっと引き下げるべきだ。	④	ご意見としてお伺いしました。 生活保護基準のあり方については、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
3	生活保護費が3兆円を超えたとの報道を見た。それだけ保護受給者が増えているのだろうが、中には働ける人もいるはず。もっと強く就労支援・指導を行うべき。	④	ご意見としてお伺いしました。 現下の厳しい経済、雇用情勢を受けて稼働能力を有する方も就職できずに保護を受ける状況があります。このような状況を踏まえ、稼働能力を有する方々に対する自立、就労支援をさらに促進するとともに、いわゆる貧困ビジネス対策や不正受給対策を徹底してまいります。
4	生活福祉資金(総合支援資金)貸付の申請をしたが、借金の多額のため貸付できないと言われた。生活に困っている者への生活支援の制度ではないのか。	①	生活福祉資金は貸付制度であるため、個別の状況にもよりますが、債務がある場合は、償還の見込みが立たないとして貸付できない場合もございます。 なお、多重債務等過大な債務を負っている場合、まず債務の整理を行うことが基本となりますので法テラス等へご相談くださいと回答しました。
5	消費生活協同組合において実施している共済事業の契約者より、当該組合と契約者との間での共済金支払いに対する苦情相談。	④ ⑤	室内でご相談内容について情報共有し、対応について検討しました。 検討後、当該組合に対して、契約者に対して真摯なご説明をするように伝え、ご相談内容を報告しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	介護福祉士の受験資格取得に係る実務経験ルートにおいて6月の養成課程の受講が必要となるのは何年度の試験からとなるか教えてほしい。また、できるだけ早く6月の養成課程が受講できるようにしてほしい。	① ④	実務経験ルートの受験資格については、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書において6月の養成課程の義務化の施行時期を3年間延期し、平成27年度にすることが適当とされたことを説明しました。しかしながら、当該事項は法律改正事項であるため、国会での審議が必要である旨を説明し、ご了解いただきました。また、ご要望については貴重なご意見として拝聴しました。
7	社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格の取得方法について教えてほしい。	①	社会福祉法に基づく資格取得方法について詳細を説明し、ご了解いただきました。
8	介護福祉士及び社会福祉士の資格取得方法について、どのような取得方法があるのか教えてほしい。	①	士士法に基づく各資格取得ルートについて詳細を説明し、ご了解いただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年1月28日～2月3日受付分

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	[企画課] 課長補佐 矢田貝泰之(内線3011) 主査 山田 大輔(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	2件	0件	0件	1件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	3件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	障害者自立支援法の改正法が成立したが、障害者自立支援法は廃止すべきではないか。		障害者自立支援法は廃止し、新たな総合的な福祉制度を平成25年8月までに実施することとしています。 今回の法律は、それまでの間、障害者の地域生活支援を充実させるためのものと承知しています。
2	無認可の作業所についての助成はどうなっていくのか。年々補助金は減額され売上げも低迷している現状では潰れてしまい、そこで働く職員、来ている障害者の行き場がなくなってしまう。若くない利用者は施設に逆戻りされ、脱施設、自立支援の施策に相反する。そういった無認可の作業所に対する助成を見直してほしい。		小規模作業所の運営に対しては、各自治体が補助金等による支援を行っており、具体的な補助金の内容等は各自治体において定められています。 国は、サービスの質の向上及び事業の安定的な運営を図る観点から、基金事業等により、地域活動支援センターなどへの移行に必要な支援を着実に進めていきたいと考えています。
3	全国障害者スポーツ大会の競技種目に精神障害者が参加できる種目を増やして欲しい。現在は、バレーボール(団体競技)なので、卓球(個人競技)を希望します。		全国障害者スポーツ大会の競技種目等の大会運営に関わる事項については、毎年度、主催者である厚生労働省、日本障害者スポーツ協会、開催地都道府県において、検討を行っております。精神に障害のある方の競技種目については、平成20年度の大分大会より、これまでオープン競技として行っていたバレーが正式競技として加わりました。 ご意見については、貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	高橋和久(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	29件	2件	0件	4件	35件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	33件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	一般の方より、特定施設入居者生活介護と地域密着型特定施設入居者生活介護の違いについて教えて欲しいとのご質問をいただきました。	①	地域密着型特定施設入居者生活介護は、基本的に要介護者の方が入居される施設で、定員が29名以下の施設で、指定・監督権限が市町村にあるものを言います。なお、特定施設入居者生活介護は地域密着型特定施設入居者生活介護以外の施設を指し、指定・監督は都道府県が行っている旨回答しました。
2	年金収入が少ないという方から、「保険料の額を減額することはできないのか」という質問をいただきました。	①	介護保険料については、負担能力に配慮する観点から所得に応じた段階別設定としていること、市町村によっては、条例で保険料額の減免規定を設けており、個別の状況に応じて減免が可能である旨回答しました。
3	一般の方から、国は特別養護老人ホームについて、ユニット型個室の建設を推進しているが、従来型多床室は今後建設することはできないのかとのご質問をいただきました。	①	国としてはユニット型個室の施設の建設を推進しているが、従来型多床室の施設の建設を禁止しているものではない旨回答しました。
4	介護職員の方から「事情があって退職してしまったが、働いていた期間の分について処遇改善交付金を受け取ることはできませんか」との問い合わせをいただきました。	①	介護職員処遇改善交付金は、公布された全額を介護職員の方の処遇改善に用いてもらうこととしていますが、その支給の方法については事業所ごとに定められているため、お勤めされていた事業所にご確認いただきたい旨回答しました。
5	一般の方から、特別養護老人ホームに入所する際、市町村が利用者と施設の仲介をすることはあるのかとのご質問をいただきました。	①	介護保険制度では利用者と施設との契約が基本となるため、市町村が仲介をすることはない旨伝えた上で、市町村がやむを得ない事情により、高齢者を施設に措置入所させることがある旨回答しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	一般の方から、「申告の関係で去年に遡って住民税が非課税になったが、介護保険料も減額されないのか」というご質問をいただきました。	①	介護保険料は負担能力に配慮観点から、住民税の課税状況を基に段階別の設定とされており、課税状況に変更があれば保険料も変更される可能性があるため、遡って非課税となったことをお住まいの市町村にお伝えいただきたい旨回答しました。
7	事業所の方から、歯科医師が居宅療養管理指導を行う際、ケアマネジャー等に対する情報提供が報酬の要件となっているが、施設職員への情報提供でも算定可能かとのことをご照会をいただきました。	①	算定可能である旨説明しました。
8	事業所の方から、介護老人保健施設において、個別リハビリテーション実施加算を算定するためには、リハビリテーションマネジメント加算を算定することが原則であるとの認識でよいかとのことをご照会をいただきました。	①	その通りである旨説明しました。
9	一般の方から、通所リハビリテーションを提供可能な施設は病院のみかとのことをご質問をいただきました。	①	通所リハビリテーションは、病院、診療所及び介護老人保健施設において提供可能である旨説明しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成23年1月28日～2月3日受付分

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 課長補佐 尾崎 (内線3216)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	55件	0件	0件	5件	60件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	4件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	52件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	平成23年4月以降の出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度及び支給額については、どのような取扱いとなるのか。		<p>出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度及び支給額の4万円引き上げは、平成21年10月から平成23年3月までの暫定的な措置としているところ、社会保障審議会医療保険部会でのご議論を踏まえ、平成23年4月以降の取扱いについては、以下のとおりとなる旨回答しました。</p> <p>現行の直接支払制度を改善するとともに、一部医療機関等については、受取代理の仕組みを制度化。 支給額については、原則42万円を維持。</p>
2	受取代理制度とはどのような制度か。		<p>受取代理制度は、出産を予定している医療機関等を受取の代理人として、出産育児一時金の申請を事前に行うことにより、出産育児一時金が直接医療機関等に支払われる制度。原則42万円までは、退院時に医療機関等の窓口で支払う必要がなくなる旨回答しました。</p>
3	LCAPという透析療法があるのですが、5回セットと決められています。療法の対象は、抗生物質のように、完治を狙える病気ではありません。1回で十分な患者もいると思うにも関わらず患者に回数を選択権がないのは何故ですか。		<p>医療保険は治療の有効性・安全性等が確立しているものに対して、治療の実施回数等を含めて、保険適用の対象としていますと説明しました。また、一般的に個々の医療技術の医療保険の適用等につきましては、中央社会医療協議会において各保険者を代表する委員、医師等を代表する委員、公益を代表する委員によって審議され、決定されておりますともお伝えしました。</p>
4	相談者は被保険者。配偶者が退職したため、当該者を本人の被扶養者とすべく、自分が加入している健康保険組合に被扶養者異動届を提出したところ、雇用保険法上の基本手当の受給期間だけでなく、給付制限期間中も被扶養者とならない旨の教示を受けた。給付制限期間中は実際の収入が無いにもかかわらず、被扶養者認定を受けられないという取扱いは不合理ではないか。		<p>本人と配偶者との間に生計維持関係があることが被扶養者認定を行うための条件であり、その判断はまずは保険者が行う事となりますが、本件における取扱いは合理的な理由が見出しづらい旨説明し、管轄の地方厚生局をご案内しました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	産院の者だが、出産育児一時金を直接支払制度で国保に請求したところ、支払は受けたが、前の健保からも支給を受けられる方だったため、市役所が本人に返還請求すると連絡してきた。産院として、まわりの評判もあり、本人に迷惑をかけたくないため、資金繰りが苦しくなるうえ、事務手続きも増えるが、請求を取り下げ、健保に請求し直すことにした。小規模産院は、泣き寝入りしないといけないのか。		医療機関等にご迷惑をおかけしないよう、保険者間で支給調整する仕組みを検討中である旨をご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 三好(内線3313) 企画係長 岡野(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	25件	0件	0件	91件	116件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	件数
政策・制度立案への提言	76件
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	36件
法令遵守違反に関するもの	0件
その他	4件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	平成22年の物価下落により、平成23年度の年金額が引き下げられることを発表したことについて、「引き下げるべきでない」というご意見が20件寄せられました。		年金額は、総務省の発表する1年間の消費者物価指数を基に翌年の4月以降に支給される年金額の改定を行うことが原則となっています。現在支給されている年金額は、過去の物価下落にもかかわらず、特例的に年金額を据え置いたために、本来の水準よりも高い額となっており、基準年である平成17年の物価水準を下回った分だけ引き下げる仕組みが法律で規定されているところです。 先般1月末に平成22年の物価指数が公表され、平成17年と比べて0.4%の下落となったことを受けて平成23年度の年金額も法律どおり0.4%引き下げられることとなりますが、物価に応じて改定されることについてご理解をお願いいたします。
2	与謝野大臣が「支給開始年齢引き上げを検討」と発言したことについて、引き上げるべきでないという意見が54件、引き上げるべきという意見が2件ありました。		人口の少子高齢化が進む中で、将来の保険料負担の増大を抑えることが必要であることや、高齢者雇用の進展の実態等を踏まえ、平成6年と平成12年に行われた年金改正において、厚生年金の支給開始年齢を2025年度(女性の場合は5年遅れ)にかけて段階的に65歳まで引き上げる措置が講じられているところですが、更なる支給開始年齢の引上げについては予定されておりません。
3	国民年金の第3号被保険者期間中に第1号被保険者期間が含まれていることが確認された場合の取扱いについて、「まじめに納めている者が損をする」、「不公平であり納得できない。」、「2年前もさかのぼって納めさせるべきだ。」等のご意見。		第3号被保険者の届出制度の適正な運営という面での行政努力が不十分な中で、届出を行わなかったために不整合な記録になっていることに気が付かないまま年金が裁定され、その年金額を前提に年金生活を続けられている方、年金生活を目前に控えている方が大勢おられます。 そのような状況に鑑み、これまで行政が行ってきた裁定により年金を受ける等、年金の記録を信じて生活されている方を保護する必要があるという趣旨から、第3号被保険者期間中に第1号被保険者期間が含まれていることが確認された場合、保険料の時効が経過したことにより支払いができない2年以上前の期間については、法令に基づいて第3号被保険者の届出がなされた結果である現状の年金記録を変更せずに尊重し、納付済とする措置を講じております。これは年金記録の現状を変更せずに尊重するという形で、年金受給者や被保険者の方々の年金額が下がらないようにするためのやむを得ない措置であります。なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
4	年金支給年齢の引き下げを要望します。仕事もないのに人を雇え、現在雇っている人の雇用を維持しろといわれても無理である。高齢者が若い者に席を譲ってくれないから、若い者は就職できない。高齢者が若い者に席を譲りたくとも、譲ると自分たちが生活できないから働き続ける。この悪循環を何とかするためには、60歳になったら会社勤めからリタイアして暮らせる仕組みが不可欠。 国は定年年齢の撤廃を掲げているが、年金財源が不足しているツケを事業所にまわさないで欲しい。(同趣旨のご意見が他に1件ありました。)		人口の少子高齢化が進む中で、将来の保険料負担の増大を抑えることが必要であることや、高齢者雇用の進展の実態等を踏まえ、平成6年と平成12年に行われた年金改正に基づき、厚生年金の支給開始年齢を2025年度(女性の場合は5年遅れ)にかけて段階的に65歳まで引き上げる措置が講じられているところです。仮に、厚生年金の支給開始年齢を60歳に戻した場合には給付費増をまかなうために現役の若年世代に過大な保険料負担を求めることになり適切ではありません。ご意見については雇用政策の担当部局とも情報共有いたします。
5	平成七年の賞与から徴収された「特別保険料」について、徴収された、保険料はどうなったのでしょうか？私の場合、合計約6万円程です。全国では大きな金額になっていると思いますが、使途がよく分かりませんホームページの何処に記述されているか教えて下さい。		平成7年から平成15年まで実施されていた特別保険料については、月収に係る保険料の引上げ幅を抑制するとともに、月収を抑えて賞与を増額し保険料負担を免れることを防止するために導入されたものです。その保険料収入については月収に係る保険料と同様、年金給付財源として用いられているところです。 なお、この特別保険料につきましては、厚生労働省のホームページで分かりやすく説明した説明の資料を掲載しておりますのでご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/100721-1.pdf
6	ねんきんダイヤルで話にならない場合、年金事務所に電話を転送できるシステムにしてほしい。		日本年金機構では一般的な年金相談に関するお問い合わせの窓口としてねんきんダイヤルを開設しておりますが、ご相談が年金事務所で説明されるべき内容である場合は、年金事務所をご案内させていただいておりますのでご理解願います。 ご要望につきましては、日本年金機構のサービス向上にかかる貴重なご意見として、日本年金機構とともに情報を共有いたしました。
7	「会社が社会保険(健康保険、厚生年金)に加入していない」、「会社に採用されたが、社会保険に加入させてもらえない」ことに関して、「救済してほしい」、「きちんとした労働環境を作れるよう機能してほしい」等のご意見がありました。		日本年金機構においては、社会保険に未加入の法人事業所に対して、雇用保険の適用事業所情報や民間調査会社の新規設立法人情報を活用して、職員の戸別訪問による加入指導等を実施しており、それでもなお適用に応じない事業所については立ち入り検査のうえ認定による加入手続き(いわゆる職権適用)を実施しているところです。 社会保険加入の適用の対象であるにもかかわらず適用されていない事業所や、社会保険が適用されている事業所で未加入の従業員がいる場合には、事業所の住所地を管轄する年金事務所(日本年金機構)にご相談ください。 厚生労働省といたしましても、引き続き、適用の適正化の取り組みを日本年金機構とともに徹底してまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(社会保障担当)
照会先	政策統括官付政策評価官室 分析第一係 佐々木 亮 (内線7786) (ダイヤルイン 03-3595-2160)

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	平成22年版厚生労働白書の入手方法や内容についてのお問い合わせ。		購入方法及び厚生労働省のホームページでも内容をご確認いただける旨説明。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	室長補佐 黒澤 朗(7725) 総務係長 若山 丈(7717)

平成23年1月28日～2月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	2件	0件	0件	2件	4件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	3件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	キャリアマトリックスは、我々NPOのキャリア相談には欠かせないソフトであり、無料で手軽に使えるので就職相談の若者たちに紹介して活用しているところである。ここまで出来上がったものなので、継続使用できるようにお願いしたい。		ご意見としてお伺いしました。なお、キャリアマトリックスについては、「事業仕分け」において廃止の判定を受け、その結果を踏まえ本年度末に廃止する予定です。
2	商法等改正法附則第5条に基づく、労働者との個別協議はいつまでに実施すればよいか。		商法等改正法附則と労働契約承継法指針の該当部分を丁寧に説明し、ご理解をいただきました。
3	簡易分割の場合、労働者との協議や労働者への通知のスケジュールはどのようになるのか。		労働契約承継法と労働契約承継法指針の該当部分を丁寧に説明し、ご理解をいただきました。
4	「民間主要企業妥結状況(春季賃上げ、一時金)」の集計について、調査結果の公表を早めるよう検討してほしい。		今後も、集計作業の迅速化に努め、結果をできるだけ早く公表できるよう、引き続き努力いたします。
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

(参考)

平成23年1月28日～2月3日受付分

部局(課室)名	日本年金機構
照会先	サービス推進部 お客様の声グループ長 高水 徹 海野 崇 (代表電話)03 - 5344 - 1100 (内線 3177)

国民の皆様の声 把握方法別件数		来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	本部分	0件	301件	11件	0件	31件	0件	343件
	地方分	49件	39件	4件	0件	0件	0件	92件
合計	49件	340件	15件	0件	31件	0件	435件	

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	86件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	349件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	現在、障害年金を受け取っている。障害の状態を記載した診断書を数年おきに提出しなければならない。診断書の証明料は高額であり負担が大きい。証明料を全額国庫負担にして欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
2	現在63歳で、年金を受け取る権利があるが、会社に勤め厚生年金に加入しているため、年金が全額支給停止になっている。月末に退職(翌日の1日が資格喪失日)した場合、年金の支払は資格喪失日の翌月分からとなる。給与も年金も支給されない月があるのは納得できない。制度を改正して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
3	韓国との社会保障協定について、現在、年金の二重適用防止に限定されているが、アメリカなどと同様に年金加入期間の通算についても対象となるよう協定を結んで欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
4	平成7年4月から平成15年3月までの間に納付した賞与分の特別保険料が年金額に反映していない。保険料を納めているのに年金額に反映しない制度には、納得ができない。年金額に反映させて欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
5	国民年金第3号被保険者について、届出漏れがあった場合でも、直近2年分を納めれば、それ以前の部分についても、年金を受けられると聞いた。きちんと納付している人と比べて不公平である。第3号被保険者制度は優遇されすぎであり取扱いを変更して欲しい。		趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	各種通知や案内について、内容がわかりづらいものがあるので、もっとわかりやすくしてほしい。		記載内容をわかりやすい言葉に置き換えを行うとともに、お客様向け文書モニター会議等において検討を行い、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
7	源泉徴収票について、送付時期を早くしてほしい、解説をもっとわかりやすくしてほしい等のご意見をいただきました。		送付時期を早くすることについては、前年の支給額を基に処理を行うため困難ですが、今後、解説をもっとわかりやすくする等の検討を行ってまいります。
8	国民年金の保険料還付金の支払処理が遅い、保険料収納業務委託業者に対する不満等のご指摘をいただきました。		事務処理体制の強化に取り組み、早く事務処理できるように努力してまいります。また、適切な委託業者管理に努めてまいります。
9	年金事務所職員の説明が不十分、事務処理に時間がかかる、態度やマナーが悪く、不愉快な思いをした。(同様なご意見が9件ありました。)		事実確認を行った上で、必要な指導等を行っていきます。お客様の年金相談に対し、お客様にプラスとなる「もう一言」を心がけます。
10	お客様から、お礼や激励をいただきました。		これらの声を糧として、今まで以上にサービス向上に努めてまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。